

第 53 回通常総会議案

と き：令和元年 6 月 6 日(木)

と ころ：広島市文化交流会館

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	_____	1
第 1 号議案	平成 30 年度会務報告及び重点目標とその対応について	
	平成 30 年度会務報告 _____	2
	平成 30 年度重点目標とその対応 _____	3
第 2 号議案	平成 30 年度歳入歳出決算について	
	歳入の部 _____	13
	歳出の部 _____	14
	監査意見書 _____	15
第 1 号報告	会員の加入について _____	16
第 3 号議案	役員の改選について（案） _____	17
第 4 号議案	令和元年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）	
	令和元年度活動方針 _____	18
	令和元年度重点目標 _____	19
	令和元年度事業計画 _____	21
第 5 号議案	令和元年度歳入歳出予算について（案）	
	歳入の部 _____	22
	歳出の部 _____	23
	市町負担金 _____	24
広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	_____	25
広島県内陸部振興対策協議会会則	_____	26

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 事

(1) 第1号議案 平成30年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成30年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第1号報告 会員の加入について

(4) 第3号議案 役員の改選について (案)

(5) 第4号議案 令和元年度活動方針、重点目標及び事業計画について (案)

(6) 第5号議案 令和元年度歳入歳出予算について (案)

5 そ の 他

6 閉 会

第1号議案

平成30年度会務報告及び重点目標とその対応について

平成30年度会務報告

年月日	事業内容	場所
平成30年 4月3日	平成29年度会計監査	府中市 安芸太田町
5月16日	役員会	広島県議会
5月29日	第52回通常総会	広島市文化交流会館
6月5日 ～7月6日	平成31年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事務局
7月24日 ～7月31日	平成30年7月豪雨災害に関する要望事項の とりまとめ	事務局
8月17日	役員会	広島県議会
8月29日	平成30年7月豪雨災害に関する緊急要望	自民党広島県支部連合会 公明党広島県本部 広島県庁・県議会
9月27日	理事会	広島県議会
10月19日	平成31年度主要施策に関する要望活動 (広島県)	広島県議会
10月25日	平成31年度主要施策に関する要望活動 (国土交通省中国地方整備局) (防衛省中国四国防衛局)	広島市
10月25日	平成31年度主要施策に関する要望活動 (国土交通省三次河川国道事務所)	三次市
11月20日	平成31年度主要施策に関する中央要望活動 (国会議員及び各省庁)	東京都
平成31年 2月4日	役員会	広島市

平成30年度重点目標とその対応

平成 30 年度重点目標

I. 安心な暮らしの実現に向けて

- 1 地域医療体制の維持・確保について
- 2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援
- 3 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 4 教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実
- 5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進
- 6 旧 JR 三江線沿線の交通ネットワーク維持にかかる総合施策及び福塩線・芸備線の維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 7 土砂災害・水害等自然災害に対応した防災体制の充実強化

II. 地域産業の振興に向けて

- 1 観光振興の推進及び支援策の充実
- 2 ひろしま未来チャレンジプラン農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進
- 3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実
- 4 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 5 AI・IoT を活用した地域産業振興施策の推進及び支援の実施
- 6 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

III. 生活基盤の充実にに向けて

- 1 中山間地域活性化事業・災害に強い道路ネットワーク構築の推進
- 2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 3 地域高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上

I. 安心な暮らしの実現に向けて

1 地域医療体制の維持・確保について

(1) 医師、看護師等医療従事者の確保、医療体制の充実

[府中市・三次市・安芸高田市・安芸太田町・北広島町・世羅町・神石高原町]

医師確保では、自治医科大学卒業医師20名が本協議会地域の公的医療機関に配置されているほか、広島大学ふるさと枠の34名の内、17名が本協議会地域の公的医療機関に勤務している。また、岡山大学地域枠の第1期生1名も都市部での医療機関での修練後、中山間地域の公的医療機関での診療に従事する予定であると伺っている。

さらに、若手医師等が地域に定着するよう研修等への参加を支援してキャリアアップを図る仕組みづくりのため、市立三次中央病院と安佐市民病院を中心に支援システムを構築して、中山間地域の医師が働きやすい環境整備を進められると伺っている。

看護師の確保では、県北唯一の看護職員養成施設である県立三次看護専門学校において看護師を養成され、卒業生の約半数が中山間地域に就業されていると伺っており、今後も、過疎指定地域を対象とした推薦枠を維持するなど、看護職の確保に努められると伺っている。

湯が丘病院への病棟の建て替えに対する財政的な支援については、厚生労働省の「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の対象となることから、府中市と緊密な連携及び協力を行うと伺っている。

今後も、中山間地域では、医師をはじめとする医療関係職員の慢性的な不足が強く懸念されており、地域医療体制の維持・確保について、引き続き、重要課題として要請する必要がある。

2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援

(1) 介護従事者の確保等に対する新たな支援制度の創設 [府中市]

(2) 介護保険制度の財政支援の充実及び介護職員の確保等 [安芸太田町・北広島町・神石高原町]

介護保険制度の財政支援については、市町間の財政力の差を解消するため、財政調整交付金が、平成30年度から現行の2区分に85歳以上を加えた3区分に細分化されているほか、令和3年度からは、年齢層の高い高齢者が多い保険者へより多く配分されることとなる見込みと伺っている。

平成30年度の介護報酬改定により、全体でプラス0.54パーセントの改定率となったほか、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導については「特別地域加算」や「中山間地域等における小規模事業所加算」などの対象に追加されるとともに、令和元年10月からは消費税率の引き上げに伴い、介護報酬がプラス0.39パーセントの改定が行われると伺っている。

介護人材の確保では、地域の実情が異なることを背景に実態把握と課題の明確化を図る観点から、中山間地域の市町が、医療・介護資源の全体像やサービス種別ごとの不足人材等の状況を調査・分析したり、課題を明確化したりする取組に対して支援を行うと伺っている。

介護保険制度の見直しにあたっては、地方にさらなる財政負担を生じさせることのない措置を講ずるよう、全国主要都道府県民生主管部局長連絡協議会を通じて要望されていると伺っている。

今後も中山間地域では、介護人材の不足が強く懸念されており、介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営について、引き続き、重要課題として要請する必要がある。

3 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) 乳幼児医療費助成制度の拡充 | [安芸太田町・北広島町・世羅町] |
| (2) ひとり親家庭等医療費助成の所得制限を緩和 | [世羅町] |

県の乳幼児医療費助成に係る対象年齢の引き上げ、ひとり親家庭等医療費助成の所得制限緩和については、福祉施策全体のバランスの中で受益と負担の公平性、今後の社会保障関係費全体の中で総合的に検討する必要があるとされている。

また、乳幼児医療費助成制度については、全国一律のサービスとして提供すべきものと考えており、引き続き、県としても積極的に国に働きかけていくとともに、ひとり親家庭に対する医療費助成制度の創設についても、引き続き要望していくと伺っている。

少子化対策及び子育て環境づくりは喫緊の課題であり、引き続き、重要課題として要請する必要がある。

4 教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 教職員体制の充実 | [府中市・庄原市] |
| (2) 県立加計高校存続への支援 | [安芸太田町] |
| (3) 遠距離通学にかかる財政支援 | [北広島町] |
| (4) 外国語教育の充実 | [北広島町] |

臨時的任用職員や非常勤講師の募集については、ホームページの活用、中国地方の大学での説明会の開催等による人材確保に努められており、把握した情報を教育事務所等関係機関と共有される等の努力を積み重ねられているところである。

また、令和元年度に実施する教員採用候補者選考試験においては、定数内臨時的任用職員の解消に向けて、採用見込数を小学校教諭で 35 人、中学校教諭で 60 人増やすと伺っている。

県立加計高校存続への支援については、地元の中学生のほか、県外を含む地域外の生徒の確保についても、積極的に取り組んでいく必要があるとされ、しっかりと連携を図りながら、引き続き必要な支援を行っていくものと伺っている。

遠距離通学者への支援については、引き続き、国に対して、全国都道府県教育長協議会等を通じて、制度の改善・充実を図るよう要望されると伺っている。

教員の人材確保に苦慮している市町は依然として多く、また、中山間地域における教育環境には多くの課題を抱えており、本協議会としても、引き続き、市町教育委員会と緊密に連携しながら、積極的な施策の推進について要望を行う必要がある。

5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 信号機等交通安全施設の整備促進 | [協議会提案] |
| (2) 警察施設の整備促進 | [協議会提案] |

信号機等交通安全施設の整備については、老朽施設への対応に配慮しつつ、安全性等効果の高い箇所を選定し、計画的に整備を行うこととされている。

耐震化未実施だった2警察署のうち、府中警察署について平成30年度に耐震工事を実施。併せて、来庁者の利便性の向上を図るため、屋外通路、スロープ及び庁舎2階へ女性用トイレを設置された。

また、交番・駐在所整備について、令和元年度当初予算で、三次町交番ほか2交番の建替工事費及び2交番1駐在所の設計委託費などを計上していると伺っている。

地域住民の安全・安心を支える事項であり、交通安全施設・警察庁舎の整備、充実を引き続き、重要課題として要請する必要がある。

6 旧 JR 三江線沿線の交通ネットワーク維持にかかる総合施策及び福塩線・芸備線の維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| (1) 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化 | [安芸太田町・世羅町] |
| (2) JR芸備線・JR木次線・JR福塩線の維持充実 | [府中市・三次市・庄原市・安芸高田市・世羅町] |
| (3) 旧JR三江線代替交通の生活交通ネットワークの実現 | [安芸高田市] |

県では、単県バス補助事業の輸送量要件の緩和、デマンド交通については、収益率カットの対象外とする補助要件の緩和、平成30年度からは補助単価の引き上げ等、支援を充実されているところである。

鉄道に関しては、平成30年7月豪雨災害により、JR芸備線・木次線及び福塩線いずれも大きな被害を受けたが、JRでは早期復旧に取り組み、復旧箇所から順次運転が再開されており、県も最大限努力されていると認識されている。

県としても同災害により鉄道施設の重要性を認識されており、

- ・各地域での通勤・通学・通院等の生活交通や観光等の交通を担っていること
- ・交通手段の維持・確保と地域の活性化は表裏一体であること
- ・鉄道は、交通輸送のための手段に留まらず、まちづくりの面で多様な機能が期

待できること

・鉄道駅は、交通の結節点というだけでなく、にぎわいづくりの拠点として活用できる貴重な資源であること

などの点を念頭に置き、鉄道の維持確保に向けて、引き続きＪＲとのパイプ役として、取り組みを進めると伺っている。

旧ＪＲ三江線の代替バスのルートである県道三次江津線の安全な走行環境の確保については、県において見通しの悪い区間での離合を円滑にする対向車接近表示システムや、待避所の設置等による走行環境の整備を実施されたところであるが、今後も、待避所の追加設置など、必要な対策を講じると伺っている。

地域公共交通ネットワークの維持・充実は中山間地域共通の喫緊の課題であることから、引き続き、重点課題として、地域の実情に沿った施策の実施及び財政支援の充実強化等を要請する必要がある。

7 土砂災害・水害等自然災害に対応した防災体制の充実強化

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 治山事業の促進 | [府中市] |
| (2) 砂防事業の促進 | [府中市・安芸高田市・北広島町] |

県民の安全・安心を確保する観点から、被災箇所の早期復旧及び山地災害に対する防災機能を確保できるよう要望箇所を精査し、今後とも、計画的に整備が進められるよう、予算確保に取り組まれている。

昨年７月豪雨災害をはじめ、大規模災害が全国各地で発生しており、住民生活における安全確保対策に万全を期されるよう、引き続き、重点課題として、要請する必要がある。

Ⅱ. 地域産業の振興に向けて

1 観光振興の推進及び支援策の充実

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (1) 神龍湖の効果的な水質浄化策 | [庄原市・神石高原町] |
| (2) 国定公園帝釈峡内の老朽化したトイレ・休憩所の建替え | [庄原市・神石高原町] |
| (3) 国定公園帝釈峡遊歩道の復旧及び整備 | [庄原市・神石高原町] |
| (4) 西中国山地国定公園「三段峡」内の利用環境の整備 | [安芸太田町] |

神龍湖の水質浄化の抜本的対策は、フラッシュ放流による水質改善効果を検証されており、本年度も引き続き実施されると伺っている。

アオコ流出防止フェンスについては、２年間の検証結果により効果があることが確認されたことから、継続してフェンスを設置されると伺っている。

流木等の漂着物については、ダム管理者である中国電力(株)が関係機関と協議中であり、紅葉ヶ瀬地区で整備を進めているトイレについては、本年度完成見込みであり、休憩所については来年度整備予定と伺っている。

また、通行止め区間を水路でつなぐことはできないかとの意見については、現在、水路利用検討に向けた橋梁調査を実施されていると伺っている。

県は、関係市町、地元関係者との協議を進めながら、対応していくこととされており、中山間地域の有する豊富な自然環境や地域資源、歴史文化を生かした地域振興施策の充実を図るため、引き続き、重点課題として要請する必要がある。

2 ひろしま未来チャレンジプラン農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進

- | |
|--|
| (1) 有害鳥獣防除対策の充実強化 [安芸太田町・神石高原町] |
| (2) 農業の担い手確保のための支援の充実 [府中市・安芸高田市・安芸太田町] |
| (3) 中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業の事務処理の簡素化 [三次市] |
| (4) ため池耐震診断の結果を踏まえた耐震対策の推進 [三次市] |
| (5) 農業農村整備事業(ストックマネジメント)の支援 [三次市] |
| (6) キャベツ16億円産地計画の着実な推進に伴う諸条件の整備支援 [安芸高田市] |
| (7) 県営広域営農団地農道整備事業の推進 [三次市・北広島町] |
| (8) 県営幹線林道整備事業の推進 [三次市] |

有害鳥獣防除対策については、「捕獲」のみに頼らない総合的な被害防止対策を実施されており、箱わな等の施設導入と併せて、農業者向けの研修等のソフト事業にも活用できる「鳥獣被害防止総合対策交付金」の有効活用の検討を示されている。

担い手となる新規就農者の育成については、国による農の雇用事業や新規就農者育成交付金の対象年齢が、令和元年度から 45 歳から 50 歳未満に拡大されたと伺っている。

中山間地域等直接支払事業等事務処理の簡素化については、引き続き国に対して要望していくと伺っている。

ため池の耐震対策については、国による「ため池総合対策チーム」が設置され、対策の推進については、定額補助金の制度を集中対策期間後も継続することや、投資的経費に掛かる地方負担額の軽減を図ることができるよう国に対して要望され、令和元年度の国の予算に反映されたと伺っている。

農業水利施設等土地改良施設のストックマネジメントについて、平成 30 年度に農業水路等長寿命化・防災減災事業が創設され、事業実施されている。

キャベツ 16 億円産地を実現するため、安芸高田市原山地区では、平成 28 年度からイオンアグリ創造(株)によるキャベツの栽培が開始されたところであり、排水不良のほ場については、今年度も国の事業を活用して、追加対策工事を実施されている。

また、県においても、土壌改良等の条件整備を支援する「園芸作物条件整備事業」を平成28年度に創設し、対応されているところである。

県営広域営農団地農道整備事業備北南部地区の一部の未買収地について、平成30年9月5日付で国土交通省中国地方整備局から事業認定通知を受け、官報告示がなされ、令和元年度内に収用委員会の裁決となるよう努められると伺っている。

また、芸北地区は、平成29年度までに3期地区を除く1期・2期・4期地区が事業完了し、供用開始されている。残る3期地区については、早期効果発現に向け、計画的な事業執行を図るための予算確保に努められることと伺っている。

県営幹線林道整備事業比和新庄線については、平成30年度予算措置（2.6億円）されたものの、7月豪雨災害の復旧に向けた査定を優先させるため、3工区のうち2工区の工事（1.5億円）を一時的に中断されたが、平成31年3月に工事を再開されたと伺っている。

農林業は、中山間地域の基幹産業であり、地域振興・中山間地域対策の視点も堅持しつつ、引き続き、重点課題として要請する必要がある。

3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 森林整備のための安定的な財源確保 | [協議会提案] |
| (2) 県産材の安定供給と木材利用の推進 | [安芸太田町] |

令和元年度、森林の経営管理を市町村や意欲と能力のある民間事業者によって持続的に行う仕組み（「新たな森林経営管理制度」）が創設されるとともに、この創設を背景として「森林整備及びその促進」を図るための財源として森林環境譲与税が導入されたところである。

県は、令和元年度からこの新たな制度を活用し、これまで森林所有者の特定や意向の確認ができなかった林業経営適地の集約化を図り、経営を通じた森林整備を進めるなど、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向けた取組を、市町と一体となって進めていくとされている。

同制度の運用が将来にわたる林業振興の推進につながるよう、今後の動向を注視しながら、引き続き、重点課題として要請する必要がある。

4 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 水稻生産を行う担い手農家の育成 | [北広島町] |
| (2) 水田の排水対策に対する支援 | [北広島町] |
| (3) 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実 | [神石高原町] |

水稲生産の担い手育成については、農地中間管理機構を通じた農地の集積及び、密播疎植栽培等の省力技術の導入により、担い手 1 経営体当たりの作付け可能面積を増加させることで、意欲ある担い手を中心となった生産構造への転換を進めていくとされている。

水稲作で必要な機械導入については、経営体育成支援事業により、引き続き支援すると伺っている。

水田の排水対策支援については、地域ニーズに応じた生産基盤整備事業制度を活用し、水田の基盤整備を進めていくとされている。

小規模農家への支援については、生産条件が平地と比べ不利な中山間地域における耕作や農地、水路、農道等の地域資源を維持管理する活動については、「日本型直接支払制度」により、引き続き支援されることとしている。

しかしながら、大規模かつ効率的な農地の集約化・経営の合理化だけでは、中山間地域の農業を維持することは困難であることから、小規模農家をはじめとする多様な担い手が持続的・安定的に農業経営ができるよう、引き続き、重点課題として要請する必要がある。

5 AI・IoT を活用した地域産業振興施策の推進及び支援の実施

(1) 近未来技術を活用した産業振興に対する支援 [府中市]

平成 30 年度から開始された、新たなソリューションの創出と人材の集積を目指し、AI/IoT 実証プラットフォーム事業「ひろしまサンドボックス」は、県内外の企業や大学等が集まり、共創で、あらゆる課題解決を目指した実証実験を行う場を構築しており、令和元年度からは、「ひろしまサンドボックス推進協議会」の機能強化を図り、AI/IoT に関する各種セミナーの開催等技術・知見の支援、首都圏スタートアップ企業等とのマッチングや事業化に向けた支援、国制度の活用など、推進協議会会員に対するサポートメニューを充実していく予定であると伺っている。

AI・IoT 等先端技術の活用は、地域産業の振興へ大いなる可能性を秘めていることから、導入支援について今後も重点課題として要請する必要がある。

6 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

(1) 中国縦貫自動車道の利用促進 [三次市・庄原市・安芸高田市・安芸太田町・北広島町]

県としては、高速道路ネットワークの整備促進及び高速道路の利用を促進するため、地域の実情に応じた料金施策を講じるよう、中国地方知事会などを通じて国に働きかけられると伺っている。

中国縦貫自動車道は、九州から関西までの物流の大動脈であるとともに中

国山地沿線地域の地方創生、住民生活に欠かせない施設であり、さらには、山陽自動車道の渋滞緩和、災害時のバックアップ機能を果たすものである。

この中国縦貫自動車道の更なるストック効果を上げるものとして、中国縦貫自動車道の利用料金の割引制度の創出について、引き続き、重点課題として要請する必要がある。

また、沿線の商工会議所、商工会においても割引制度の導入の必要性について要望が出されており、本協議会としても、これらの動きとも連携する中で、効果的な活性化施策について要請していく必要があると考えている。

Ⅲ. 生活基盤の充実に向けて

1 中山間地域活性化事業・災害に強い道路ネットワーク構築の推進

(1) 光通信網整備・維持に向けた財政支援 [協議会提案]

設備機器更新に対する財政支援制度については、基盤整備後の安定的な運用を確保するためのランニングコストも含めた支援策を拡充すること、また、条件不利地域において情報格差が生じることがないように、超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備を推進するために必要な措置を講じることなどについて、国に対して働きかけを行っていただいている。

その中で、令和元年度の国補助事業として「高度無線環境整備推進事業」「ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業」が新設されたところである。

今後も、中山間地域活性化事業等の推進について、重点課題として要請する必要がある。

2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化

(1) 合併建設計画の実施及び市町事業の実施に係る財政支援 [協議会提案]

(2) 合併支援道路網等の整備促進 [協議会提案]

平成 30 年 4 月に改正合併特例債法が成立し、発行期間が 5 年間、再延長された。

また、広島県からの強い働きかけもあり、合併後の広域化した自治体における財政需要が交付税算定に反映され、平成 31 年度地方債計画において、合併特例債は前年度と同額の 6,200 億円、過疎対策事業債は前年度から 100 億円増額の 4,700 億円が確保されたところである。

合併支援道路の整備については、道路整備計画に位置付けられ、計画的かつ着実な道路整備を進められているところである。

しかしながら、広域となった市町が、地方創生を実現するためには、さらなる財政運営の安定化が必要であり、引き続き、重点課題として要請していく必要がある。

3 地域高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上

- | | | |
|-----|----------------------|---------|
| (1) | 地域高規格道路 東広島高田道路の整備促進 | [安芸高田市] |
| (2) | 地域高規格道路 江府三次道路の整備促進 | [協議会提案] |
| (3) | 広島中央フライトロードの早期整備 | [世羅町] |
| (4) | 広島～江津間道路の整備促進 | [協議会提案] |
| (5) | 国道・県道の整備促進 | [全市町] |

東広島高田道路については、平成 17 年 3 月に整備区間の指定を受けた向原吉田道路（安芸高田市向原町～吉田町）約 5 km は、トンネル本体工に着手すると伺っており、引き続き工事を進められると伺っている。

江府三次道路のうち「鍵掛峠道路」は、平成 17 年度から国土交通省による直轄権限代行により事業を行われており、昨年度に引き続き、本線工事の着手に向けた進入路工事が進められると伺っている。

広島中央フライトロードのうち、三原市大和町から世羅町までの区間（約 14km）については、時間短縮など一定の効果があるものの、その整備には相当な事業費と期間を要するなどの課題があることから、広島空港や尾道松江線への案内標識の追加や一般国道 432 号賀茂バイパスの整備など既存道路の活用によるアクセス強化に取り組んでいると伺っている。

「ひろしま未来チャレンジビジョン」が目指す県土の実現のため、「社会資本未来プラン」及び道路分野の事業別計画である「広島県道路整備計画 2016」に基づき広域的な交流・連携機能の強化等に取り組まれているところであり、引き続き計画的な道路整備を推進されるものと伺っている。

引き続き、整備区間の指定を受けた道路の着実な整備促進並びに、指定を受けていない区間の早期事業化など、重点課題として関係機関に要請していく必要がある。

第 2 号議案

平成30年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算比 (B) - (A)	備考
1. 会 費			1,724,000	0	1,724,000	1,724,000	0	
	1. 会 費		1,724,000	0	1,724,000	1,724,000	0	
		1. 一般負担金	1,244,000	0	1,244,000	1,244,000	0	市町負担金
		2. 特別負担金	480,000	0	480,000	480,000	0	県議会議員負担金
2. 補助金			110,000	0	110,000	110,000	0	
	1. 補助金		110,000	0	110,000	110,000	0	
		1. 県補助金	110,000	0	110,000	110,000	0	県補助金
3. 雑収入			1,000	0	1,000	7	△ 993	
	1. 雑収入		1,000	0	1,000	7	△ 993	
		1. 雑 収 入	1,000	0	1,000	7	△ 993	預金利息
4. 繰越金			497,000	0	497,000	497,216	216	
	1. 繰越金		497,000	0	497,000	497,216	216	
		1. 繰 越 金	497,000	0	497,000	497,216	216	
歳 入 合 計			2,332,000	0	2,332,000	2,331,223	△ 777	

歳出の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	決算額	不用額	備考
1. 事務局費			1,125,000	0	0	1,125,000	960,836	164,164	
	1. 事務局費		1,125,000	0	0	1,125,000	960,836	164,164	
		1. 報酬	600,000	0	0	600,000	600,000	0	
		2. 賃金	130,000	0	0	130,000	128,398	1,602	
		3. 旅費	150,000	0	0	150,000	97,200	52,800	
		4. 需用費	115,000	0	0	115,000	56,799	58,201	
		5. 役務費	40,000	0	0	40,000	20,329	19,671	電報 郵送料
		6. 諸費	90,000	0	0	90,000	58,110	31,890	高速通行料 香典等
2. 会議費			226,000	0	0	226,000	150,657	75,343	
	1. 総会費		159,000	0	0	159,000	108,893	50,107	
		1. 需用費	78,000	0	0	78,000	40,739	37,261	議案集等
		2. 借上料	80,000	0	0	80,000	67,290	12,710	会場使用料
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	864	136	振込手数料
	2. 役員会費		67,000	0	0	67,000	41,764	25,236	
		1. 需用費	65,000	0	0	65,000	41,764	23,236	湯茶等
		2. 借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3. 事業費			976,000	0	0	976,000	758,700	217,300	
	1. 調査企画費		331,000	0	0	331,000	292,106	38,894	
		1. 賃金	160,000	0	0	160,000	159,430	570	
		2. 需用費	141,000	0	0	141,000	126,504	14,496	要望調査 資料等
		3. 役務費	30,000	0	0	30,000	6,172	23,828	郵送料
	2. 促進対策費		360,000	0	0	360,000	277,784	82,216	
		1. 旅費	113,000	0	0	113,000	90,020	22,980	県内要望 活動旅費
		2. 需用費	70,000	0	0	70,000	29,469	40,531	
		3. 活動費	172,000	0	0	172,000	158,295	13,705	道路利用者 会議負担金等
		4. 諸費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	振込手数料
	3. 中央要望活動費		285,000	0	0	285,000	188,810	96,190	
		1. 旅費	165,000	0	0	165,000	75,970	89,030	
		2. 需用費	120,000	0	0	120,000	112,840	7,160	要望書印刷等
4. 予備費			5,000	0	0	5,000	0	5,000	
	1. 予備費		5,000	0	0	5,000	0	5,000	
		1. 予備費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
歳 出 合 計			2,332,000	0	0	2,332,000	1,870,193	461,807	

歳入合計 2,331,223 円

歳出合計 1,870,193 円

歳入歳出差引額 461,030 円（翌年度繰越金）

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成30年度会計に係る歳入歳出決算書について、
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ
いても正確に処理されていることを認めます。

平成31年4月3日

監 事

小野 申人

監 事

小坂 貞治

※原本には押印をいただいておりますが、
個人情報に配慮し、印影を消しています。

第 1 号報告

会員の加入について

広島県内陸部振興対策協議会会則第 2 条の会員の加入について、次のとおり報告する。

令和元年 5 月 20 日付

広島県議会議員 伊藤 英治

広島県議会議員 平本 英司

第3号議案

役員の改選について（案）

広島県内陸部振興対策協議会役員

役 職	旧役員 令和元年6月5日現在	新役員 令和元年6月6日～
顧問	県議会議員 平田 修巳	
	県議会議員 児玉 浩	県議会議員 児玉 浩
会長	県議会議員 小林 秀矩	県議会議員 小林 秀矩
副会長	庄原市長 木山 耕三	庄原市長 木山 耕三
	世羅町長 奥田 正和	安芸太田町長 小坂 眞治
幹事長	県議会議員 下森 宏昭	県議会議員 下森 宏昭
副幹事長	県議会議員 宮本 新八	県議会議員 宮本 新八
理事	県議会議員 岡崎 哲夫	県議会議員 岡崎 哲夫
	県議会議員 桑木 良典	県議会議員 桑木 良典
	県議会議員 上田 泰弘	
		県議会議員 伊藤 英治
		県議会議員 平本 英司
		府中市市長 小野 申人
	府中市議長 加藤 吉秀	府中市議長 加藤 吉秀
	三次市長 福岡 誠志	三次市長 福岡 誠志
	三次市議長 小田 伸次	三次市議長 小田 伸次
	庄原市議長 宇江田豊彦	庄原市議長 宇江田豊彦
	安芸高田市長 浜田 一義	
	安芸高田市議長 先川 和幸	安芸高田市議長 先川 和幸
	安芸太田町議長 矢立 孝彦	安芸太田町議長 矢立 孝彦
	北広島町長 箕野 博司	北広島町長 箕野 博司
	北広島町議長 宮本 裕之	北広島町議長 宮本 裕之
		世羅町長 奥田 正和
	世羅町議長 徳光 義昭	世羅町議長 徳光 義昭
	神石高原町長 入江 嘉則	
	神石高原町議長 松本 彰夫	神石高原町議長 松本 彰夫
監事	府中市市長 小野 申人	安芸高田市長 浜田 一義
	安芸太田町長 小坂 眞治	神石高原町長 入江 嘉則

第4号議案

令和元年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）

令和元年度活動方針

中山間地域の4市4町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、昭和42年に設立し、半世紀以上が経過した。この間、会員相互の緊密なる連携のもと、当該地域の繁栄と発展を促進するため、時代に即した積極的かつ着実な活動を展開してきた。

しかしながら、本地域の自治体においては、人口減少に起因した医療・介護人材の不足、産業・雇用面の条件の劣弱さ、公共交通及び財政基盤の脆弱さ、そして社会保障制度の改正への対応など、依然として解決すべき多くの課題を抱えている。

さらに、昨年7月には西日本豪雨が各地を襲い、本地域にもかつてない甚大な被害をもたらし、被災地の復旧・復興に最優先で取り組んでいる状況にある。全国的にも大規模な自然災害の発生が常態化しつつあることから、地域で安心して暮らしていくための防災・減災対策がより一層求められている。

こうした中、広島県においては、「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」に基づく、創造的復興による新たな広島県づくりを進められており、被災地の早期復旧・復興とともに中山間地域における災害に強い地域づくりへの展開を期待するところである。

また、県政運営の基本方針では、「中山間地域の地域力強化」を政策の基本方向として位置付け、「広島県中山間地域振興計画」に基づく取り組みが掲げられており、課題解決と地域力強化につなげるためにも、さらなる連携と本地域へのより一層の支援拡充を望むところである。

本地域は、国土保全、水源かん養、良好な景観形成、地球温暖化防止等、多面的・公益的な機能を有しており、国民生活にとって極めて重要な役割を担っている。このかけがえのない財産を、私たちは守り続ける責務がある。

以上を踏まえ、本協議会は、広島県の活性化はもとより、この美しい国土と環境を未来に引き継ぐため、国・県の施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、引き続き積極的な活動を展開し、次世代に誇りと自信を持って継承することができる地域社会の創造と内陸地域の発展をめざすものである。

令和元年度重点目標

I. 安心な暮らしの実現に向けて

- 1 地域医療体制の維持・確保
- 2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援
- 3 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 4 教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実
- 5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進
- 6 旧 JR 三江線沿線の交通ネットワーク維持にかかる総合施策及び福塩線・芸備線の維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 7 自然災害の復旧にかかる強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化

II. 地域産業の振興に向けて

- 1 観光振興の推進及び支援策の充実
- 2 ひろしま未来チャレンジビジョン農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実
- 3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実
- 4 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 5 AI, IoT を活用した地域産業振興施策の推進及び支援の実施
- 6 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

III. 生活基盤の充実にに向けて

- 1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化
- 2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 3 地域高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上

令和元年度重点目標参考資料

平成30年度重点目標	令和元年度重点目標(案)	変更提案理由
I. 安心な暮らしの実現に向けて	I. 同左	
1 地域医療体制の維持・確保について	1 地域医療体制の維持・確保	文言整理
2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援	2 同左	
3 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化	3 同左	
4 教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実	4 同左	
5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進	5 同左	
6 旧JR三江線沿線の交通ネットワーク維持にかかる総合施策及び福塩線・芸備線の維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化	6 同左	
7 土砂災害・水害等自然災害に対応した防災体制の充実強化	7 自然災害復旧にかかる強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化	H30年7月豪雨災害等頻発する自然災害に対する改良復旧・強靱化対策・要望へ対応
II. 地域産業の振興に向けて	II 同左	
8 観光振興の推進及び支援策の充実	8 同左	
9 2020広島県農林水産業チャレンジプランのアクションプログラムにおける県事業の確実な推進	9 ひろしま未来チャレンジビジョン農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実	県施策の名称変更に伴う整理
10 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実	10 同左	
11 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実	11 同左	
12 AI・IoTを活用した地域産業振興施策の推進及び支援の実施	12 同左	
13 中国自動車道の効果的な活用による地域振興	13 同左	
III. 生活基盤の充実に向けて	III 同左	
14 中山間地域活性化事業・災害に強い道路ネットワーク構築の推進	14 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化	異なる2つの目標に対し、要望項目を分かりやすく整理するため。災害に強い道路ネットワーク構築の推進は⑦へ包括
15 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	15 同左	
16 地域高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上	16 同左	

令和元年度事業計画

時 期	事 業 内 容	場 所
平成 31 年 4 月 3 日	平成 30 度会計監査	府 中 市 安芸太田町
令和元年 5 月 20 日	役 員 会	広 島 市
6 月 6 日	第 53 回通常総会	広 島 市
7 月～ 8 月	令和 2 年度主要施策に関する要望 事項のとりまとめ	事 務 局
8 月中旬	役 員 会	広島県議会
9 月下旬	理 事 会	広島県議会
10 月中旬	令和 2 年度主要施策に関する要望 活動（広島県への要望活動）	広島県議会
11 月初旬	令和 2 年度主要施策に関する要望 活動（県内の国出先機関への要望 活動）	三 次 市 広 島 市
11 月中旬	令和 2 年度主要施策に関する中央 要望活動（地元選出国会議員等へ の要望活動）	東 京 都
令和 2 年 2 月中旬	役 員 会	広 島 市

第5号議案

令和元年度歳入歳出予算について（案）

歳入の部

（単位：千円）

款	項	目	R元予算額	H30予算額	対前年度比較	備考
1. 会 費			1,724	1,724	0	
	1. 会 費		1,724	1,724	0	
		1. 一般負担金	1,244	1,244	0	市町負担金
		2. 特別負担金	480	480	0	県議会議員負担金
2. 補助金			110	110	0	
	1. 補助金		110	110	0	
		1. 県補助金	110	110	0	
3. 雑収入			1	1	0	
	1. 雑収入		1	1	0	
		1. 雑 収 入	1	1	0	預金利息
4. 繰越金			461	497	△ 36	
	1. 繰越金		461	497	△ 36	
		1. 繰 越 金	461	497	△ 36	
歳 入 合 計			2,296	2,332	△ 36	

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	R元予算額	H30予算額	対前年度比較	備考
1. 事務局費			1,094	1,125	△ 31	
	1. 事務局費		1,094	1,125	△ 31	
		1. 報酬	600	600	0	
		2. 賃金	125	130	△ 5	
		3. 旅費	140	150	△ 10	
		4. 需用費	99	115	△ 16	
		5. 役務費	40	40	0	郵送料
		6. 諸費	90	90	0	高速通行料
2. 会議費			226	226	0	
	1. 総会費		159	159	0	
		1. 需用費	78	78	0	議案集等
		2. 借上料	80	80	0	会場・控室
		3. 諸費	1	1	0	
	2. 役員会費		67	67	0	
		1. 需用費	65	65	0	
		2. 借上料	1	1	0	
		3. 諸費	1	1	0	
3. 事業費			971	976	△ 5	
	1. 調査企画費		331	331	0	
		1. 賃金	160	160	0	
		2. 需用費	141	141	0	要望調査資料等
		3. 役務費	30	30	0	郵送料
	2. 促進対策費		360	360	0	
		1. 旅費	113	113	0	
		2. 需用費	70	70	0	
		3. 活動費	172	172	0	道路利用者会議等
		4. 諸費	5	5	0	
	3. 中央要望活動費		280	285	△ 5	
		1. 旅費	160	165	△ 5	
		2. 需用費	120	120	0	
4. 予備費			5	5	0	
	1. 予備費		5	5	0	
		1. 予備費	5	5	0	
歳出合計			2,296	2,332	△ 36	

令和元年度市町負担金

No.	市 町 名	人口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	計(円)
1	府 中 市	40,069	23,000	201,000	224,000
2	三 次 市	53,615	23,000	269,000	292,000
3	庄 原 市	37,000	23,000	185,000	208,000
4	安 芸 高 田 市	29,488	23,000	148,000	171,000
5	安 芸 太 田 町	6,472	23,000	33,000	56,000
6	北 広 島 町	18,918	23,000	95,000	118,000
7	世 羅 町	16,337	23,000	82,000	105,000
8	神 石 高 原 町	9,217	23,000	47,000	70,000
合 計		211,116	184,000	1,060,000	1,244,000

算出基礎： 平等割： 23,000円
人口割： 人口数に5円を乗じて得た額を
1,000円単位で切り上げた額

人口数値： 平成27年国勢調査による。

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

令和元年6月6日現在

職 氏 名			
県議会議員	岡崎 哲夫	県議会議員	児玉 浩
県議会議員	宮本 新八	県議会議員	小林 秀矩
県議会議員	下森 宏昭	県議会議員	桑木 良典
県議会議員	伊藤 英治	県議会議員	平本 英司
府中市長	小野 申人	府中市議会議長	加藤 吉秀
三次市長	福岡 誠志	三次市議会議長	小田 伸次
庄原市長	木山 耕三	庄原市議会議長	宇江田豊彦
安芸高田市長	浜田 一義	安芸高田市議会議長	先川 和幸
安芸太田町長	小坂 眞治	安芸太田町議会議長	矢立 孝彦
北広島町長	箕野 博司	北広島町議会議長	宮本 裕之
世羅町長	奥田 正和	世羅町議会議長	徳光 義昭
神石高原町長	入江 嘉則	神石高原町議会議長	松本 彰夫

広島県内陸部振興対策協議会会則

- 第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。
- 第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。
広島県内陸部関係市町長
広島県内陸部関係市町議会議員
広島県内陸部選出の県議会議員
- 第3条 本会は、広島県内陸部市町相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。
- 第4条 本会の事務局は、副会長所在市とし、別に事務局長を置くことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1 名
(2) 副会長 2 名
(3) 幹事長 1 名
(4) 副幹事長 1 名
(5) 理事 若干名
(6) 監事 2 名
- 第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。
2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長が委嘱する。
- 第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。
- 第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。
総務部会 産業部会 建設部会
2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町の負担とする。
- 第14条 本会の市町の会費は、6月末日までに納付するものとする。
- 第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

- 附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成17年6月3日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成28年6月1日から施行する。